

改正道路交通法の施行後における 特定小型原動機付自転車等の状況等について

令和6年1月23日（火）
警察庁説明資料

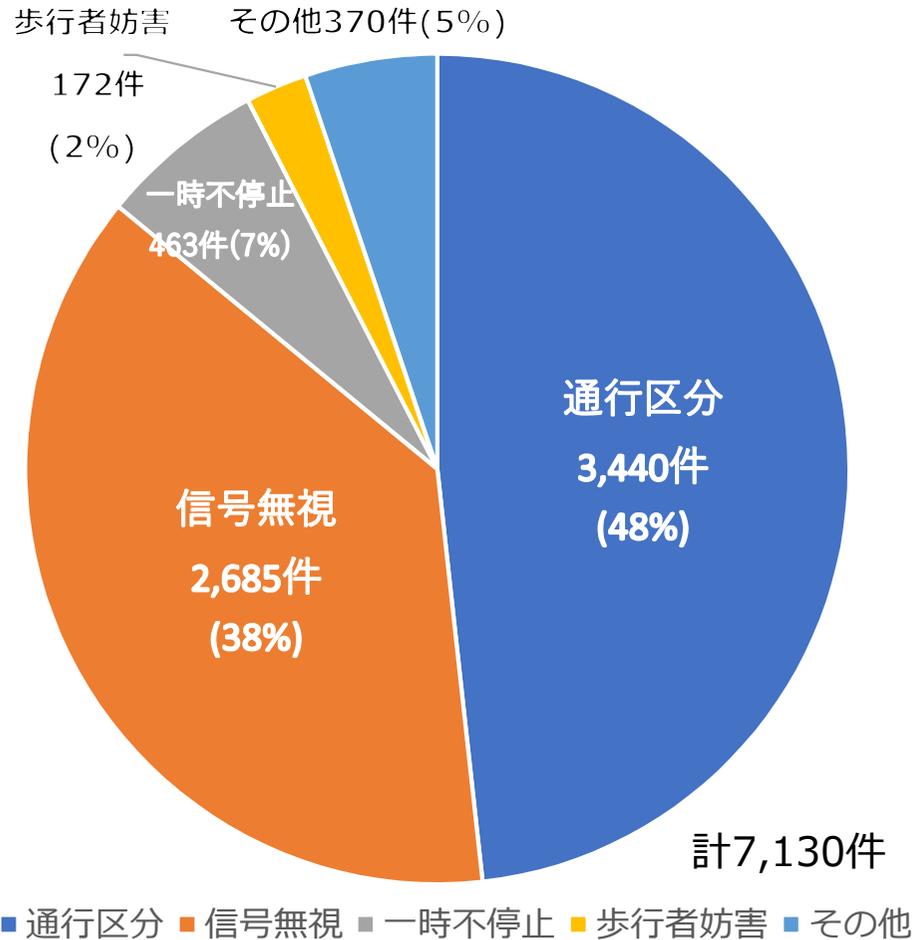
**特定小型原動機付自転車の施行状況
(交通違反・交通事故の発生状況等) について**

ペダル付き原動機付自転車について

特定小型原動機付自転車の検挙件数（違反類型別）

＜検挙件数（令和5年7月～12月）＞

＜検挙件数の内訳（月別・違反別）＞



違反種別 \ 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
信号無視	186	278	345	544	660	672
通行区分違反	150	297	429	617	961	986
一時不停止	35	59	80	114	76	99
歩行者妨害	17	18	23	38	46	30
その他	17	37	46	71	107	92
うち酒気帯び	2	5	5	4	11	10
合計（件）	405	689	923	1,384	1,850	1,879

※「その他」中、酒気帯び運転は37件

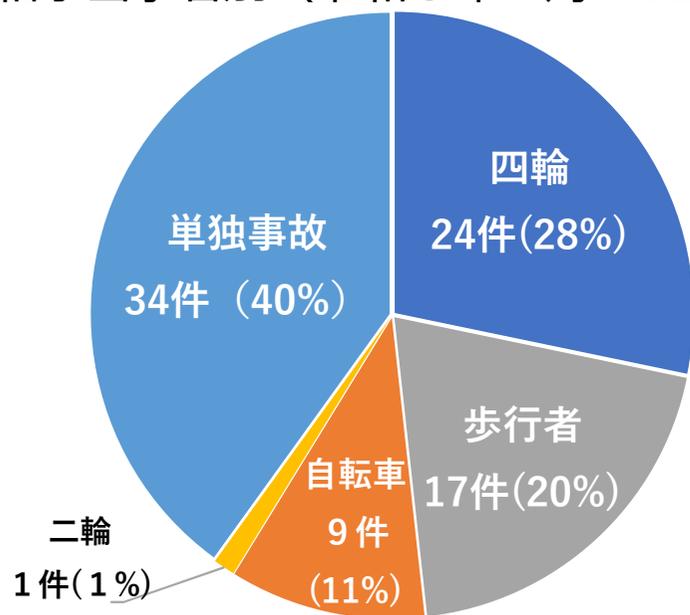
※都道府県警察から警察庁に報告された数値を集計

特定小型原動機付自転車に関連する交通違反・事故の発生状況②

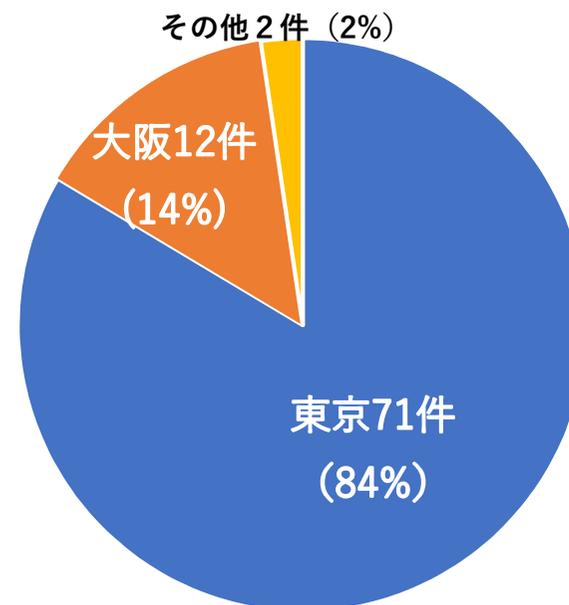
<特定小型原動機付自転車に関連する交通事故件数・死傷者数>

年次	区分	事故件数	死者数	負傷者数
令和5年	(7月)	8	0	8
令和5年	(8月)	11	0	11
令和5年	(9月)	22	0	23
令和5年	(10月)	19	0	19
令和5年	(11月)	11	0	11
令和5年	(12月)	14	0	14
合計		85	0	86

<相手当事者別 (令和5年7月~12月) >



<都道府県別 (令和5年7月~12月) >



※特定小型原動機付自転車が第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計

➤ 救護義務違反・事故不申告・過失運転致傷（令和5年9月発生：警視庁）

令和5年9月6日午後3時50分頃、東京都豊島区において、無職の女（当時23歳）が性能上の最高速度が6キロメートル毎時を超え、歩道を通行させることができない特定小型原動機付自転車を歩道上で運転して歩行者に衝突し、その歩行者に肋骨を骨折する重傷を負わせたにもかかわらず、救護等をしなかったもの。

警視庁は、道路交通法違反（救護義務違反、報告義務違反）及び自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致傷）で被疑者を逮捕した。

- 歩道又は路側帯と車道の区別がある道路では、**車道を通行しなければならない。**
- 最高速度表示灯が点滅しているなど、特例特定小型原動機付自転車**の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができる。
- 通行することができる歩道は、全ての歩道ではなく、「**普通自転車等及び歩行者等専用**」の道路標識等が設置されている歩道に限られる。
- 交通事故が起きたときには、**負傷者を救護**したり、直ちに警察官に**交通事故について報告**したりしなければならない。

➤ 酒気帯び運転（令和5年7月発生：大阪府警察）

令和5年7月6日午前0時10分頃、大阪府大阪市において、会社役員の男（当時33歳）が**酒気を帯びた状態で**特定小型原動機付自転車を運転し、交差点でトラックと接触したものの。

大阪府警察は、道路交通法違反（酒気帯び運転）で被疑者を検挙した。

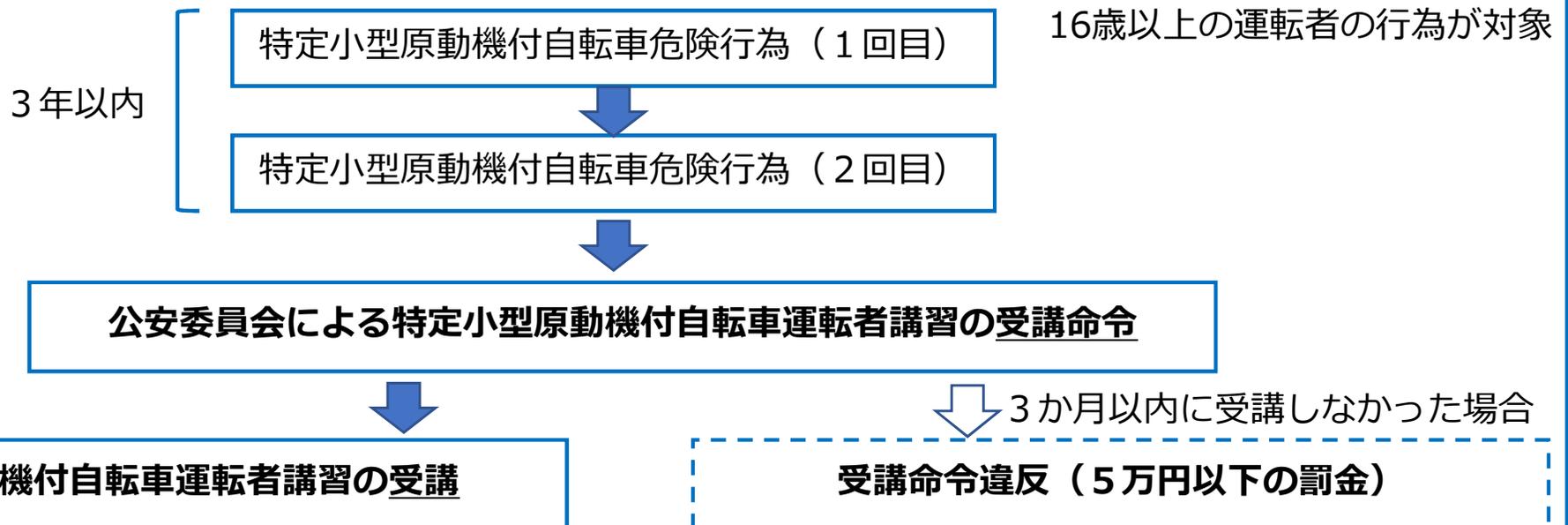
- 酒を飲んだときには絶対に運転してはいけない。**
- 飲酒運転を行った者には**厳しい処罰**が科せられる。

特定小型原動機付自転車運転者講習について

受講命令の対象となる行為

①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤歩道徐行等義務違反、⑥路側帯進行方法違反、⑦遮断踏切立入り、⑧優先道路通行車妨害等、⑨交差点優先車妨害、⑩環状交差点通行車妨害等、⑪指定場所一時不停止等、⑫整備不良車両の運転、⑬酒気帯び運転等、⑭共同危険行為等、⑮安全運転義務違反、⑯携帯電話使用等、⑰妨害運転

受講までの流れ



講習内容

被害者及び被害者遺族等の声

特定小型原動機付自転車事故の当事者の体験談の朗読等により、事故の悲惨さや当事者の事故後の後悔を理解させる。

事故の危険性の疑似体験

ドライブレコーダーによる事故映像等を見せることにより、特定小型原動機付自転車の違反行為が要因となる事故を現実的に自覚させる。

交通事故に伴う運転者の責任

刑罰を科された事例や多額の損害賠償責任が生じた事例を紹介することにより、事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任を理解させる。

危険な違反行為に関する討議

自身の体験について他者の意見を聞きつつ振り返らせることなどにより、従来の運転行動の危険性に気付かせ、自発的な運転行動の変容を促す。

特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドラインについて

特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するために関係事業者が取り組むべき**交通安全対策についてガイドライン**として示すもの。

販売事業者が取り組むべき交通安全対策としては、購入者に対する交通ルール等の周知、購入者の年齢確認の徹底、貸出し及び転売防止対策の実施等があげられる。

警察の取組

➤ 概要

特定小型原動機付自転車の販売を行う場合には、ガイドラインを遵守すべきであることから、警察では、

- 特定小型原動機付自転車の車両区分・交通ルール等
 - 年齢確認や交通安全教育等に係る販売方法
- 等について説明し、交通安全対策を支援している。

➤ 日用品量販店（官民協議会非構成員）における改善例（国土交通省と警察による指導結果）

- **保安基準に適合しない特定小型原動機付自転車**（方向指示器の不備等）の**販売取り止め**
- 特定小型原動機付自転車を店頭で販売する際、従業員が購入しようとする者に対して、次の内容を実施することにより、ガイドラインの遵守を徹底することとした。
 - ① **本人確認書類を提示**させ、16歳未満でないことを確実に確認する。
 - ② タブレット端末を用いて**自己のために購入しようすることを誓約させる**とともに、**16歳未満の者に貸出し又は引渡しを行わないことを確認**する。
 - ③ タブレット端末を用いて**交通ルール動画を視聴**させる。

特定小型原動機付自転車の施行状況
(交通違反・交通事故の発生状況等) について

ペダル付き原動機付自転車について

ペダル付き原動機付自転車について

ペダル付き原動機付自転車とは

ペダル付き原動機付自転車とは、ペダル及び原動機を備えている車両であって、下記の①又は②に該当するものをいい、道路交通法上、一般原動機付自転車(注)に該当する。

①スロットルが備えられており、ペダルを用いず、**原動機のみを用いて走行させることができるもの**

②ペダル及び原動機を併用して走行させるもので、**駆動補助機付自転車のアシスト比率の基準を満たさないもの**

ペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる行為も、一般原動機付自転車の「運転」である。

ペダル付き原動機付自転車
(国民生活センターから提供)



(注) 定格出力によっては自動車に該当するものもある。

アシスト比率の基準を満たさない車両 (②) について

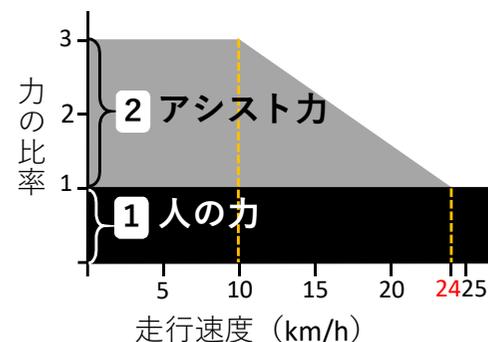
【誤認表示事案】

アシスト比率の基準を満たさず、道路交通法上の**原動機付自転車 (一般原動機付自転車)**に該当する車両を、**駆動補助機付自転車の通称名である「電動アシスト自転車」と称して、ウェブサイト**に**広告表示して販売**していた。



法人とその代表取締役を**不正競争防止法違反 (誤認惹起)**の被疑者として、令和5年1月に京都府警察において**検挙**。

アシスト力と人の力との
比率上限



国民生活センターが広報したアシスト比率の基準を満たさない車両
(令和5年10月25日)



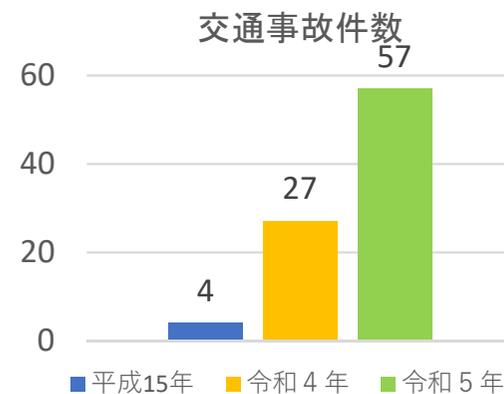
ペダル付き原動機付自転車の交通方法等について

	自転車	ペダル付き原動機付自転車
通行場所	車道（左側端） 自転車道 普通自転車専用通行帯 一定の場合は歩道	車道（左側）
歩道走行の可否	一部可	不可
運転免許の要否	不要	必要
ナンバープレートの 取付け・表示義務	無	有
自動車賠償責任保険 等の加入義務	無	有
乗車用ヘルメットの 着用	努力義務	義務

※駆動補助機付自転車
（電動アシスト自転車）
も同様

【ペダル付き原動機付自転車に関連する交通事故の特徴】

- ・ペダル付き原動機付自転車に関連する交通事故は、増加傾向にある。
- ・「自転車だと思っていた」旨供述する被疑者も多く見られる。



➤ 無免許過失運転致傷（令和3年7月発生：警視庁）

令和3年7月16日午前、東京都豊島区において、飲食店従業員の男（当時26歳）が運転免許を受けずペダル付き原動機付自転車を運転し、自転車と接触してその運転者に右手薬指切断の重傷を負わせた上、無免許運転の発覚を避けるため、同僚に当該ペダル付き原動機付自転車を隠匿させ、自転車同士の事故であると虚偽申告したものの、

令和3年10月26日、警視庁は、自動車運転死傷処罰法違反（無免許過失運転致傷）で被疑者を逮捕した。

➤ 救護義務違反・事故不申告等（令和元年11月発生：大阪府警察）

令和元年11月10日正午頃、大阪府大阪市において、調理師の男（当時26歳）が後写鏡・方向指示器・ナンバープレートを取り付けず、かつ、自賠責に加入せずペダル付き原動機付自転車を運転した上で、一方通行を逆走して歩行者と衝突し、右足首を骨折する重傷を負わせたにもかかわらず、救護等をしなかったものの、

令和元年12月2日、大阪府警察は、道路交通法違反（救護義務違反・事故不申告）及び自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致傷）で被疑者を逮捕した。

➤ 整備不良・無保険車運行・無免許過失運転致傷（令和3年5月発生：兵庫県警察）

令和3年5月26日、兵庫県神戸市において、フードデリバリー・サービスの男（当時25歳）が方向指示器・尾灯を取り付けず、かつ、自賠責に加入せずペダル付き原動機付自転車を運転免許を受けずに歩道上で運転して歩行者に衝突し、右足を骨折する重傷を負わせたもの。当該ペダル付き原動機付自転車は被疑者がインターネット上で購入した車両であり、ペダルを用いずに走行させることができるものであった。被疑者は、「免許が必要とは知らなかった」と供述していた。

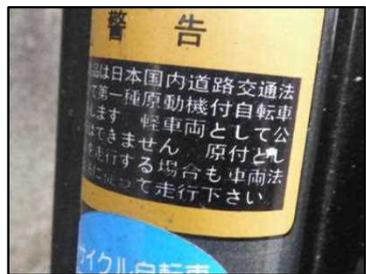
兵庫県警察は、道路交通法違反（整備不良）、自動車損害賠償保障法違反（無保険車運行）及び自動車運転死傷処罰法違反（無免許過失運転致傷）で被疑者を検挙した。

販売方法について

ペダル付き原動機付自転車について、自転車と誤認して利用している者が多く、交通ルールが守られていない

- ・当該車両が原動機付自転車に該当することを見やすいように明記する
- ・原動機付自転車の交通ルールについて説明することが重要。

●車両が一般原動機付自転車に該当することを明らかにするため、車両に「公道走行不可シール」を貼付する取組



「この製品は第一種原動機付自転車に該当します。自転車として公道上の走行はできません。原付として走行する場合は、車両法、道交法に従って走行して下さい。」

【広報啓発】

- ・警察庁ウェブサイトにてペダル付き原動機付自転車について、その車両区分等について広報啓発を実施。（「[ペダル付きの原動機付自転車](#)」の取扱いについて）（平成17年3月）
- ・各都道府県警察においても、チラシ等を用いて広報啓発を実施。

販売事業者が購入者に説明すべき内容

この商品は、原動機付自転車です。ルールを守って安全に乗車しましょう

- ① 原付の**ナンバープレート**を取得しなければいけません。
- ② ミラーやライト等の、**保安部品**を付けなければいけません。
- ③ **自動車損害賠償責任保険**に加入しなければなりません。
- ④ 運転には**免許**が必要です。
- ⑤ **ヘルメット**をかぶらなければいけません。
- ⑥ 自転車のように**ペダルを漕いで乗っていても、原動機付自転車の運転**です。いかなる場合でも**歩道は通行できません。**

警視庁が配布するチラシ

交通安全情報

ペダルをこがずに進むけど自転車？バイク？

Q 見た目は自転車なのですが、ペダルをこがずにエンジン動力だけで進むこともできるこの乗り物は自転車ですか？それともバイクですか？

A それは**バイク**です。

① 運転免許
② ヘルメットの着用
③ ナンバープレート
④ 自賠責保険の加入
⑤ 保安基準の適合

店販販売はもちろん、通信販売での購入時には注意が必要です。

上記全てを満たさなければ**違反**になります。

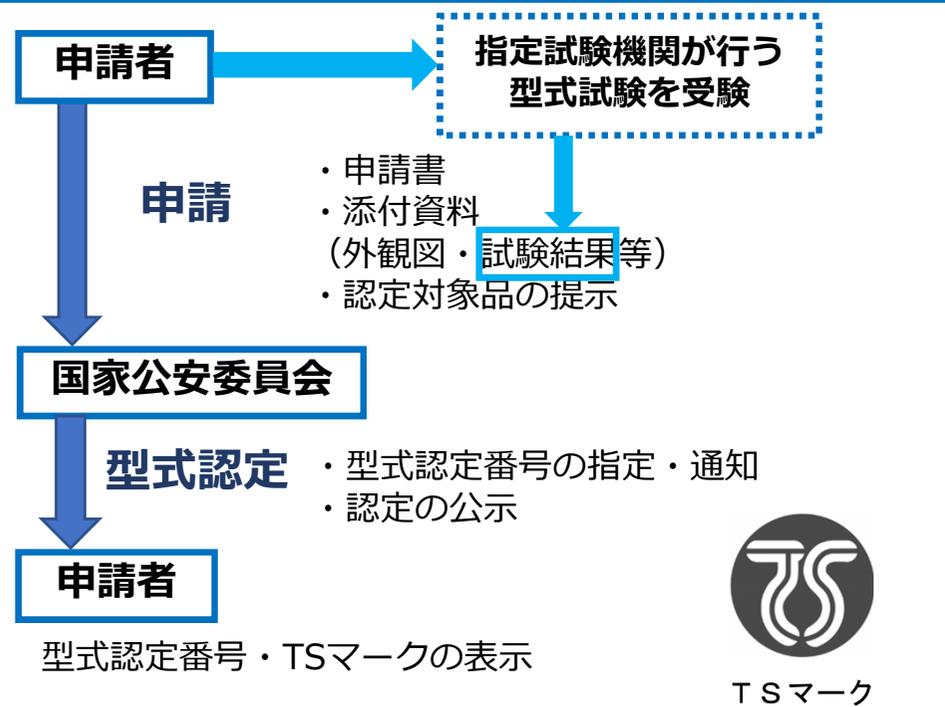
TOKYO SAFETY ACTION

https://www.safetyaction.tokyo/

型式認定制度の概要

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）に基づき、対象品の製作又は販売を業とする者は、府令をはじめとする関係規定により定められた基準に適合するものであるかどうかについて、国家公安委員会の認定を受けることができることとしている。

型式認定を受けた事業者は、認定品に型式認定番号や「TSマーク」を表示することができることとされているところ、一見して認定品がどうかを明瞭に識別できるようにすることにより、基準に適合した機器等の普及と利用の促進を図ることとしている。



駆動補助機付自転車に係る型式認定制度について

駆動補助機付自転車については、府令第39条の3に基づき、型式認定制度の対象とされており、令和5年12月末現在、駆動補助機付自転車の型式認定を受けているものは1,753件である。

駆動補助機付自転車については、

- ・アシスト比率等の原動機の基準を満たしていること
- ・アシスト機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと
- ・円滑に停止させる性能を有すること

について、試験が行われており、型式認定を受け、「TSマーク」が貼付されている車種は、アシスト比率等の基準を満たしている（自転車の交通ルールが適用される）。